

# 品種登録されている種子や 種苗は適正に利用しましょう！

登録品種は育成者の権利が  
保護されています



登録品種を利用するには許諾が必要です。

- ・ 種苗の生産※、譲渡、保管
- ・ 収穫物の生産、譲渡、保管 等

※種苗の生産は、許諾条件により制限される場合があります。

あなたの使っている種子は正規の業者等から購入したものでしょうか？

購入した種子等の代金には、許諾料が含まれています。

無断で登録品種を利用することは種苗法違反です。

(種苗法第20条)

権利者の許諾なく利用した場合、**民事請求**を受けたり**刑事罰**を科せられる場合があります。

刑事上の罰則：10年以下の懲役や1000万以下の罰金  
(法人の場合は3億円以下の罰金)

## ◆ 登録品種の確認方法

農林水産省品種登録ホームページ

<http://www.hinsyu.maff.go.jp>

# 穂木や種子を譲渡しては**ダメ**です！

権利者、種苗会社、J A、小売店等

正規ルートでの種苗購入

農業者等

植付、は種

自己の経営地で栽培

収穫

収穫物

穂木や種子

水稻種子は、採種圃で生産された種子を毎年利用しましょう！

自分の果樹の枝（穂木、剪定枝等）や採種した種子を他の農家等に渡すこと（譲渡）は有償無償を問わず種苗法に違反します。

他の農家等

生産及び販売・出荷等

## やってはいけない例

- ◆ 知り合いの農家に頼まれ、収穫物を種子等として利用することがわかっていて譲渡する。
- ◆ 岩手県内で売られていない種子を、他県の知り合いから譲ってもらう。

## 資料の問い合わせ先

岩手県農林水産部 農産園芸課 019-629-5708  
県産米戦略室 019-629-5715  
もしくは、最寄りの農業改良普及センターまで